

交通事故等に
あったとき！

健康保険を使う場合は 「第三者行為による傷病届」が必要です

交通事故等第三者の行為でケガをし、健康保険を使って医療機関等で治療を受けた場合は、**「第三者行為による傷病届」**をご提出ください。

第三者行為とは？



暴力行為



相手がいる交通事故（同乗含む）



他人の飼い犬にかまれた 等

届出が 必要となる 理由

第三者行為によりケガをしたとき、その治療費は本来加害者が負担します。健康保険を使った場合、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うこととなり、後日、立て替えて支払った治療費を協会けんぽから加害者側に請求します。そのために**「第三者行為による傷病届」**が必要となりますので、すみやかに届出をお願いします。



注意！

示談の内容によっては、損害賠償を放棄したことになり、健康保険を使用した治療や健康保険給付を受けることができなくなる場合がありますので、示談は慎重に行ってください。



！ 仕事中や通勤途中のケガで健康保険は使えません



健康保険では、業務外の事由によるケガに関して保険給付を行います。
仕事中や通勤途中でのケガは、労災保険の対象となりますので、勤務先を管轄する労働基準監督署へご相談ください。

お知らせ

**令和6年12月末をもって協会けんぽ申請用紙の
年金事務所への設置を終了します**

- ◆ 申請用紙は協会けんぽのホームページから印刷できます。
- ◆ 申請用紙の郵送をご希望の場合や、各種ご相談は協会けんぽ群馬支部にお問い合わせください。



やってよかった！「特定保健指導」 健康づくりのプロがサポートします



協会けんぽでは、健診後のフォローとして、健康づくりのプロである保健師、管理栄養士が生活習慣の改善をサポートしています。従業員様の健康は、職場の明るい雰囲気や企業の生産性向上にもつながります。従業員様の健康づくりに、協会けんぽの特定保健指導をぜひご活用ください。

特定保健指導の流れ

事業所にご案内が届けましたら、事業主様またはご担当者様は、対象となる方のお仕事のスケジュール調整と会議室などの実施場所の提供にご協力をお願いします。

初回面談

ライフスタイルに合わせて
目標を決定します



実践

電話やメール・手紙など
でサポートします



評価

3～6カ月後



群馬支部のメールマガジンで、毎月メタボ解消体験記を紹介しています。
登録はこちらから ▶▶



リモート面談もご利用ください

パソコンやスマートフォン、タブレットを使い、リモートで保健指導が受けられます。



健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定された方 医療機関の早期の受診をお願いします

健診結果「要治療」「要精密検査」を、そのまま放置すると…

健診結果が
「要治療」「要精密検査」

そのまま放置

重症化

(脳卒中、心筋梗塞、足の壊疽等)

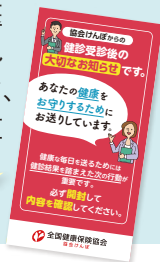
- ・従業員の休職
- ・生産性の低下

病気の発症と重症化する前に早めの医療機関の受診をお願いします！

協会けんぽより通知を送付しています

健診の結果、血圧値・血糖値等が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診されたことが確認できない被保険者の方に対して、医療機関へ受診していただくための通知を直接ご自宅にお送りしています。

ご本人の重症度を
表す内容です



事業主の皆さまへのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、**必ず受診すること**を、事業主様から従業員様にお声掛けをよろしくお願いします。

また、従業員様が受診できるように業務上の配慮をしていただくようお願いいたします。



従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬

検索

〒371-8516
前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4階
☎ 027-219-2100 (代表)
受付時間/8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)